

九州大学共進化社会システムイノベーション施設規程

平成26年度九大規程第60号
制定：平成26年10月31日
最終改正：令和3年3月30日
(令和2年度九大規程第100号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学共進化社会システムイノベーション施設（以下「施設」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 施設は、多様性の持続的発展を支える共進化社会システムの実現を目指す研究開発拠点の形成及び異分野融合体制での革新的課題の研究開発を促進し、持続的なイノベーションの創出及び産業や雇用の創出を図ることを目的とする。

(管理責任者)

第3条 施設に管理責任者を置き、キャンパス整備・管理担当理事をもって充てる。

2 管理責任者は、施設の管理運営に関する業務を掌理する。

(委員会)

第4条 施設に、共進化社会システムイノベーション施設管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を審議・調査する。

- (1) 施設使用の公募に関する事項
- (2) 施設の使用許可及び使用許可の取消等に関する事項
- (3) 禁止する実験等に関する事項
- (4) その他施設の管理運営に関する事項

3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 管理責任者
- (2) 総長が指名する理事、副学長及び副理事 2人
- (3) 持続的共進化地域創成拠点長
- (4) 研究・産学官連携推進部産学官連携推進課長、財務部資産活用課長及び施設部施設管理課長
- (5) その他委員会が必要と認めた者 若干人

4 委員会に委員長を置き、管理責任者をもって充てる。

5 委員長は、委員会を主宰する。

6 委員会に副委員長を置き、委員の互選により定める。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(使用資格)

第6条 施設を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 施設の目的に沿った研究プロジェクト等（九州大学（以下「本学」という。）の職員が研究代表者であるものに限る。）を行う者
- (2) その他施設の目的に沿った活動を行う者

(使用の許可等)

第7条 別表に定める施設を使用しようとする者は、あらかじめ管理責任者に願い出て、所定の手続により、その許可を受けなければならない。

2 施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、当該使用の途中において、許可

を受けた内容を変更する必要があるときは、所定の様式により、あらかじめ管理責任者に願い出て、その許可を受けなければならない。

3 管理責任者は、前2項の許可に当たっては、委員会の議を経なければならない。ただし、一時的な施設の使用については、この限りでない。

(使用期間)

第8条 施設の使用期間は、原則として使用開始日から当該事業年度の末日までとし、延長する場合は、1年ごとに更新し、5年を限度とする。ただし、管理責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

(禁止する実験等)

第9条 使用者は、施設において、次に掲げる実験等を実施することができない。

- (1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項又は第4項に定める放射性同位元素又は放射線発生装置を使用する実験
- (2) 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学省・環境省令第1号）第4条に定めるP3レベル以上の拡散防止措置を講じる必要がある遺伝子組換え実験
- (3) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第2条第1項から第5項までに定める物質を使用する実験
- (4) その他管理責任者が、施設の管理上支障があると認めた実験等

2 前項の規定（前項第4号の規定を除く。）にかかわらず、委員会その他関係委員会の議を経て、管理責任者が必要と認めた場合は、当該実験等を実施することができる。

(使用許可の取消)

第10条 管理責任者は、使用者が、この規程等及び許可条件に違反したとき、又は施設の管理上支障があると認めるときは、当該使用の許可を取り消し、又は中止させるとともに、施設からの退去を命ずるものとする。

(使用料)

第11条 施設の使用料は、別表に定める額によるものとする。ただし、事業年度の中途において入居し、又は退去する場合の当該年度の使用料の額は、年額を12で除した額に入居月数を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）とする。

2 前項の規定にかかわらず、持続的共進化地域創成（革新的イノベーション創出プログラム）プロジェクトのうち、管理責任者が必要と認める使用者は、プロジェクト期間中に限り使用料を免除する。

3 前項のほか、管理責任者は特段の事情があると認める場合は、使用料を減額又は免除することができる。

(光熱水料)

第12条 使用者は、使用を許可された施設において使用した光熱水料を負担しなければならない。

2 前項の光熱水料は、電気料、上水道料、下水道料、ガス料及び電話料の費用とする。

(徴収方法)

第13条 前2条の使用料及び光熱水料は、それぞれ所定の期日までに、経費の振替又は本学が指定する口座への振込みにより、支払わなければならない。

2 既納の使用料等は、特段の事情がある場合を除き、返還しない。

(大型設備等)

第14条 特定の大型設備等の管理については、当該設備等を使用する者が共同して行うものとする。

(使用の終了等)

第15条 使用者は、施設の使用が終了したとき、又は第10条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは中止させられ、施設からの退去を命ぜられたときは、施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）を原状に回復し、速やかに退去しなければならない。

(損害賠償)

第16条 使用者は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第17条 施設の管理等に関する事務は、財務部資産活用課において行う。

2 前項の規定にかかわらず、別表に定める施設使用の公募及び使用許可に関する事務は、施設部施設管理課において行う。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、施設の使用等に関し必要な事項は、委員会の議を経て、管理責任者が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成26年1月1日から施行する。

2 総長は、九州大学特定大型教育研究プロジェクトの拠点に関する規程（平成19年度九大規程第11号）別表第2に掲げる持続的共進化地域創成拠点が実施する持続的共進化地域創成（革新的イノベーション創出プログラム）プロジェクトが終了した時点において、第2条に定める施設の目的について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

附 則（平成26年度九大規程第120号）

この規程は、平成27年3月31日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第107号）

この規程は、平成28年3月31日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第77号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第114号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第71号）

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第103号）

この規程は、平成31年2月14日から施行する。

附 則（令和2年度九大規程第43号）

この規程は、令和3年1月14日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

附 則（令和2年度九大規程第100号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第7条第1項、第11条第1項及び第17条第2項関係）

施設区分（室番号）	使 用 料
101、102、103、	1㎡当たり 年額
104、105、110、	10,000円
111、112、113、	
114、115、116、	
117、118、119、	
120、121、204、	
205、206、207、	
208、209、210、	
211、212、213、	
215、216、217、	
224、225、226、	
227、228、302、	
303、304、305、	
306、307、308、	
309、310、311、	
312、313、314、	
315、316、317、	
318、323、324、	
325、326、327、	
328、329、330、	
331、333	